

委託契約条項の主な改正内容について

民法改正等による建設工事請負基準約款及び公共土木設計業務等標準委託契約約款の改正などを受けて、委託契約条項を改正するもの

(1) 譲渡制限特約

第2条（権利義務の譲渡等）

受注者が前払金や部分払等によってもなお契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は特段の理由がある場合を除き、業務委託料債権の譲渡を認めるもの

(2) 再委託等の禁止

第3条（一括再委託等の禁止）

受注者が第三者に、業務の全部を一括して委託することや、発注者が設計図書において指定した主たる部分等を委託することを禁止するもの

(3) 契約不適合責任等

第16条（契約不適合責任等）

成果品が契約不適合である場合の発注者の権利として、履行の追完請求や代金の減額請求を定めるもの

(4) 発注者の契約解除権及び受注者の契約解除権等

第17条、第17条の2（発注者の解除権）

第17条の6（受注者の解除権）

契約解除権について、催告解除と無催告解除に分けて規定するもの

(5) 発注者の損害賠償請求権及び受注者の損害賠償請求権

第17条の3（発注者の損害賠償請求等）

第17条の7（受注者の損害賠償請求等）

発注者の請求権等について、損害賠償と違約金に分けて規定するとともに、受注者の損害賠償請求権についても規定を整理するもの